

第一回 参議院決算・国土連合委員会會議録第一号

付託事件

建設院設置法案(内閣送付)

委員氏名
決算委員 下條 康麿君
委員長 大田 敏見君
理事 西山 篤七君

国土計画委員
委員長 赤木 正雄君
理事 原口忠次郎君

島津 忠彦君
岩崎正三郎君
島田 千壽君
堀内 到君
石坂 健一君
小林 英三君
平沼彌太郎君
石川 一衛君
田方 進君
田中 信儀君
定部 定君
大山 安君
高田 寛君
久松 定武君
北條 秀一君
町村 敬貴君
兼岩 傳一君
國井 淳一君

昭和二十二年十二月五日(金曜日)午前十一時三分

本日の會議に付した事件

建設院設置法案

〔下條康麿委員長席に附く〕

○委員長(下條康麿君) それでは只今から決算、国土連合委員会を開きます。付託されております建設院設置法案につきまして御審議を煩しますが、先ずもつて政府から提案の趣旨を伺いたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 建設院設置法案につきましては御説明申し上げます。政府は先に内務省廃止に関する法律案と共に、地方自治委員会、公安廳及び建設院設置法案を今期國會に提案いた

したのであります。その後予期せざる情勢の変化によりまして、これを撤回するの止むなきに至つたのでございます。爾後内務省廃止に伴います行政機構につきまして更に検討を加へました結果、改めて内務省及び内務省の機構に関する勅令等を廃止する法律案と地方財政委員会法案を提出いたしました。これに続きまして、本案、即ち建設院設置法案を提出するの運びに相成つた次第でございます。前案を撤回いたしました以来、今日までいろいろの経緯がありましたために、心ならずも再提出が遅れましたことは非常に遺憾とするところであります。且、心苦しく存じておる次第でございます。この点は御了承をお願いしたいと存じておるものであります。以下、本件の内容につきましてその概略を御説明申し上げます。

本件は内閣総理大臣の管理の下に新たに建設院を設けまして、その権限として国土計画、地方計画及び都市計画に関する事務、地理に関する事務、土地收用に関する事務、それから河川、道路、砂防、公有の水面……港灣内の水面を除きました。それ以外の公有の水面及び水流その他土木に関する事務、住宅、宅地、建築、國費の支弁に属する建物の營繕及び土木、建築、工事請負業に関する事務、これらについては別に法律の定めあるものは除くのであります。別に定めのない限りはこの建設院の権限としたしておるわけでありまして、尙以上の権限の外に、國

費の不当支出を防止するためにする連合國最高司令官の要求に係る總ての建設工事の技術的の監督及び監視に関する事務を掌ることについていたしてあります。大體におきまして、現在の制度の下において戦災復興院及び内務省の国土局の所掌に属しております事務を掌らしめんとするものであります。而して建設院の内部の機構といたしましては、官房及び総務局、水政局、地政局、都市局、建築局及び特別建設局の六つの局を設けまして、おの／＼その事務を分掌せしむることになります。尚土木出張所、技術研究所といふような所掌の附屬機關を設けることを法定いたしました。尙建設院の長は國務大臣をもつて充てることができるといたしましたのであります。

以上のお如くでありまして、本案は先提出いたしました地方自治委員会公案及び建設院設置法案の中の建設院に関する部分と殆ど異なるところはなないのでございますが、附けたりといひまして、前に提出しましたところと相違する点を極く簡単に申し添えて置きたいと存じます。

第一点は、建設院の所掌事項に關しまして、主として特別調達廳との關係におきまして若干の調整を加へたこととあります。即ち前の案におきましては、建設院の所掌事項の中に連合國最高司令官の要求に係る建造物及び設備の營繕等のことを掲げておつたのであります。これらのことは主として現在特別調達廳でやつておるところでありまして、今後は調達廳に任せてもよい事柄であると考えられますので、今回の案ではこの關係の事柄につきましては、建設院は技術的の監督、技術的の監督に當るといふに止めたのでございます。

それから第二点は、前の案におきまして政令に委任しておりました事柄、即ち建設院の内部の部局及びその分掌事務に関する事柄、それから土木出張所等の附屬機關に関する事柄を今回の案におきましては法律に取入れることにいたしましたのであります。かような調整を加へました結果、前の案では僅かに一、二箇條で済んでおりました事柄が本案においては十三箇條に上ることになつたわけでありまして、

以上簡單でございますが、御説明を終ります。何卒よろしく御審議の程をお願いいたします。

○委員長(下條康麿君) 總理大臣と内務大臣は閣議のために午前中はお見えにならんで、午後からお見えになるそうでありまして、両大臣に対する御質問は後廻しにしまして、政府委員に對しまして御質問がありましたらどうぞお願いいたします。

○兼岩傳一君 第一点を聞き漏らしたのであります。結論だけで結構です。理由は要りません。第一の理由です。建設院法案の第一の点と第二の点と言われましたが、第一の点の結論を伺いた。

○政府委員(佐藤達夫君) 私が先程申し上げました第一点、第二点は、前に

いろいろに、水に關係する仕事といふものが一グループとして考えられる。それを一つのグループと考へる。それから道路關係、軌道關係、自動車道路の關係とか、土地の使用收用の關係でございまして、宅地の問題、それから戦災地等の災害地においての土地物件の問題というように、土地に即應しての比較的の、道路を中心とすることになりまして、土地を中心として仕事というグループがはつきり浮び上つて来るのであります。それらをどうしても一グループと考へるのが適當であるということで、一グループにこれをしました。先程申した水の關係が、ここでは水政局として一總體になり、後に申しましたものが地政局として一總體になつたのであります。それからあと残ります仕事といひました。これは、都市計画の仕事、都市計画事業に關係する仕事、水道、下水道の工事という關係の仕事がございまして、これは仕事の性質といたしましては、多年古い内務省時代から一つの分野をこれに劃してある仕事でありまして、都市計画の關係といふものは、一つの仕事として渾然たる關係をなした仕事と見たらよろしいという意味で、これを總括せしむるために都市局といふものを設けたわけでありまして、あと残りますのは、建築關係、住宅關係、これは常識から申しましても一括して考へるべきであり、又今日の時代においては集中してこの方に努力を注がるべき事柄であります。これを二つ纏めて一局を設け、これを建築局といたしたのであります。残りの、これはむしろ今まで申しましたような一般行政の仕事とは性格のまつたものとして残ります。

が、例の國費の支弁に屬する建前の純關係の仕事、これはむしろ現業的の仕事になるわけでありまして、その現業的の仕事はやはりその特殊性から切り離して別の部署にやらせる必要がある。現在もさうに扱つておられますし、かた／＼特別建設局といふものを設けて、それをやらす。それに更に附加えまして連合國最高司令官の要求に係る建設工事、設備工事の技術上の監督、監視といふような仕事をここに兼ねて掌らしめることが適當でありますから。それらを併せて一局を設けたといふようなことになつたわけでありまして、大変下手な説明でありましたけれども、一應さうなことでございよう。ふうにいたした次第であります。

○兼岩傳一君 それじや今順に二つ三つの点をお尋ねして行きます。第四條の總務局といふもので、この總務局といふものがどこに、かつまゝり従来の官僚主義の悪さ、法科万能主義の悪さといふものが總務局という形で現われて従来行なわれておるが、これが窓口行政になつて、總てをここで括めて、全体を動脈硬化のような形に陥らせる。これが局の上の局という格好になる。多年何万の第一線の人たちの研究からさういふ結論に到達しておる。だから、當然内務省の、官廳の民主化、地方自治への権力委譲といふ新憲法の精神からいへば、戦争時代に最も威力を揮つた總務局、總務局總務課、總務廳といふ、こゝろを考へ方を止めて、他の道路、河川、戦災復興等々の局と並んで、この局が自分自身も一つの役割を勤める。それはどういふ役割を勤めるかといふと、第一には國土計画、地方計画を一貫した、つまりセク

シヨナリズムを打破つて、日本にふさわしい、机上の空論でない。板について計画を立てる。さういふ調査企画という任務が先ずここでそ行なわれなければならぬ。従つて地理に關する調査、資料の問題、資金の問題、所管行政に關する問題云々、これらは結局局であつて、外の局の一枚上に立つておるのが總務局といふ機構で、この格好が、私共の考によれば、従来の官僚行政の、官僚的行政官廳の悪さがここに出る考へよう考へておるので、それを一段下つて、對等の形において、企画局、或いは調査局、企画局といふ形で、眞面目な役割を勤めて欲しいので、ここに抽象的な議論しかできないような人がどかんと坐られては困る。ここにこそ練達の局長がおり練達の課長がおつて、総合計画……。戦災都市の復興にしろ、或いは大水害の後始末にしろ、今後の計画はここでこそ一貫した計画を立てられなければならぬ。私は考へておるので、それに対してこの總務局という形、これで行く方がよいといふ事情を一つ御説明願いたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 國土計画と云い、地方計画と云い、これは總ての國土の開発利用につきましても根本計画を決めることになるんであらうと思ひますが、その意味におきましては、一種のこれは企画局と申しますか、さういふ仕事を持つておるわけでありまして、それ以外には、資料の關係、機械器具の關係、資金の關係、勞務の關係、これはいわゆる先程の言葉によれば、むしろ連絡局と申しますか、連絡調整局と申しますか、さういふ意味に近い機能であらうと思ひます。かような

ことを一局で綜合させることは、この建設院の目的を達成する上において一番適切であらうといふ意味で作つたのであります。名前は總務局と申しますが、企画局と申しますか、これは符牒でありますけれども、実体はさうなことでありまして、別に總務局が一段外の局の上であるとか、或いは下であるとかいふようなことはないのではありません。事務の分配上かようなことになつて、結局企画局的機能、総合調整的機能、これを合せたものといふ趣旨であります。

○兼岩傳一君 総合調整といふ考へが、従来の官僚主義の官廳組織だと私は考へておりますので、今の質問をしたらんが、これ以上は他の同僚委員の方々の御判断に任せるとして、次に五條についてお尋ねしたい。水政局の問題でお尋ねしたいが、私共は水の問題、治水と用水といふ問題は開拓の問題、つまり農業水利といふ問題を離れた水利といふ問題は、或いは電力の開発、電力の維持といふような点から離れた水の行政といふものは、成り立たない。従つて我々は建設省としてどうしてもこの河川に關しては、農林省にある砂防の仕事も、商工省に今存在しておる電力のものも皆持つて来て、さうして鉄道省におきまます港灣なども皆持つて来て、さうして一貫した水の政といふので水政局といふものを主張して来たけれども、現在の國土局と戦災復興院だけを寄せたもので、水政局など名乗ることは甚だ憚越といふか、おがましい羊頭狗肉と考へておられますが、さうでない理由を一つ御説明を願いたいのであります。

○政府委員(若崎忠雄君) 只今兼岩さんからのお説の通りでありまして、この局名と内容とが相當範圍が狭いといふことは我々も認めておるのであります。が、実はこの戦災復興院と國土局との合併によつての建設院の設置でありまして、結局今院と局との現在持つておるところの所管事項についての分類でありましたために、内容は従来の國土局の河川課で管掌しておつたものだけをここに羅列しておるので、いわばこれを端的に申しますと、我々又一般大衆はさういふ水政局といふものよりも、本當に実体を現わす治水局とか、或いは又河川局といつた方がよろしいと考へておるのでありますけれども、折衝の結果、先ず將來における擴張といふようなものに多少の含みがあるやうに聞いておるのであります。遂にこの水政局といふ名に落着いた次第であります。

○兼岩傳一君 國土局では、河川局或いは治水局といふのがいいのだといふふうに、技術方面、實際方面で考へられたのが、さういふふうに変更されたが、私は名稱といふものはさうそれほど重要でない。併し官廳は役所のためにあるのではなくて、國民のためであるのだから、國民にわかり易いような名前を、内容を成るべく端的に現わしておる方がいいと考へて、今の質問をいたしました。が、これらの御判断につきましては同僚各位の御判断に任せるとして次の六條についてお尋ねしたいのですが、六條の地政局は、実は私は水政局と同様に地政局といふ問題を主張して、從來総合的な地政局といふものの中には道路から、軌道から、自

○政府委員(若崎忠雄君) 只今兼岩さんからのお説の通りでありまして、この局名と内容とが相當範圍が狭いといふことは我々も認めておるのであります。が、実はこの戦災復興院と國土局との合併によつての建設院の設置でありまして、結局今院と局との現在持つておるところの所管事項についての分類でありましたために、内容は従来の國土局の河川課で管掌しておつたものだけをここに羅列しておるので、いわばこれを端的に申しますと、我々又一般大衆はさういふ水政局といふものよりも、本當に実体を現わす治水局とか、或いは又河川局といつた方がよろしいと考へておるのでありますけれども、折衝の結果、先ず將來における擴張といふようなものに多少の含みがあるやうに聞いておるのであります。遂にこの水政局といふ名に落着いた次第であります。

○兼岩傳一君 國土局では、河川局或いは治水局といふのがいいのだといふふうに、技術方面、實際方面で考へられたのが、さういふふうに変更されたが、私は名稱といふものはさうそれほど重要でない。併し官廳は役所のためにあるのではなくて、國民のためであるのだから、國民にわかり易いような名前を、内容を成るべく端的に現わしておる方がいいと考へて、今の質問をいたしました。が、これらの御判断につきましては同僚各位の御判断に任せるとして次の六條についてお尋ねしたいのですが、六條の地政局は、実は私は水政局と同様に地政局といふ問題を主張して、從來総合的な地政局といふものの中には道路から、軌道から、自

○兼岩傳一君 國土局では、河川局或いは治水局といふのがいいのだといふふうに、技術方面、實際方面で考へられたのが、さういふふうに変更されたが、私は名稱といふものはさうそれほど重要でない。併し官廳は役所のためにあるのではなくて、國民のためであるのだから、國民にわかり易いような名前を、内容を成るべく端的に現わしておる方がいいと考へて、今の質問をいたしました。が、これらの御判断につきましては同僚各位の御判断に任せるとして次の六條についてお尋ねしたいのですが、六條の地政局は、実は私は水政局と同様に地政局といふ問題を主張して、從來総合的な地政局といふものの中には道路から、軌道から、自

動車道路から、河川に關しない土木事業に關する開拓の問題を含めて地政局ということを主張しておりましたが、今回の二つだけの暫定的なものでは、私は実は道政局であるというふうな考えておりました。名前だけが地政局と大きく出て参る理由が一つ、それから第二に、五と六で宅地に關する事項と、戦災地その他の災害地に關する土地物件の処理に關する事項というふうにあつて、これは地政局の名に捉われたやに誤解されるのですが、私はそんなふうな気がしますが、第七條の都市局、第七條の点と關聯いたしますので、六條、七條両方質問しますが、七條に都市局というものを置いて、法制局長官の説明によれば、渾然たる都市計画を立案し且、実行すべき都市局が第七條の都市局であると言われておるが、その大切な、この破壊した戦災都市を復興しなければならぬ都市局の根本的任務は、住宅問題と、住宅の敷地の問題、建物と土地の問題だと私は考えますが、その都市局の仕事たるべきものの中から地政局の方へ五と六の宅地と戦災地をわざと引抜いて二つの局にわざと分けるようにしたということですが、それはこの、都市局については私は致命的な打撃を與えておるので、荷も國民が本當に悩んでおるのは、建物で悩むと同時に、宅地の問題で悩んでおる。その土地の問題だけを都市局から離して骨抜きにしてしまつた。この都市局というものがどのようなものか。私は都市計画事業に十数年参画して来た者として、宅地の問題、即ち区劃整理の問題こそが都市局の中心的な任務の問題と考えております。そういういたしますと、先程総務局長官

から説明ありました総合調整が必要になつて来る。わざと一緒に二つはつかりと、この土地と都市復興の問題を都市局へ譲ればいいものを、総合調整のために総務局の一部が入るといふうにしたこの理由如何、この二点をお伺いいたします。

○政府委員(阿部美樹志君) お答えいたしますが、宅地及び戦災地の土地關係を地政局に入れたのは、ひとり戦災地のみならず、宅地の行政をどういふふうな今後やつて行くかという大きな目標がありまして、現にいろいろなデーターを各地方から集めておりますが、只今までやつております宅地行政というものは殆ど零細なものであります。今後はこれが非常に大きく持ち上つて来ると思つておる。それでこの地政局の中に特に宅地に關する問題を入れたのであります。例えばイギリスで今やろうとしております全國の宅地管理、國家管理というふうなこともありますので、そういう面から研究を進めておりますので、これを第七條に入れることは余りに大き過ぎると思つて、第六條の地政局に入れたわけでありませう。

○兼岩傳一君 お尋ねします。宅地に關する事項を六條の方にお入れになると、区劃整理の所管は都市局になりますか、地政局になりますか。

○政府委員(阿部美樹志君) 区劃整理の問題は、第七條の都市局の方に入ります。○兼岩傳一君 都京局に入りますか。そうすると、宅地に關する事項と戦災地、災害地における土地と物件の問題を、区劃整理は都市局へ譲つてその他の土地の問題を、荷も戦災地の問題は

結局各種の問題に關係しますが、それは地政局に持つて行つて、区劃整理は都市局へ持つて行くのですが、そういうふうな理解してよろしいですか。

○政府委員(阿部美樹志君) この問題は今資料を持つておりませんが、区劃整理だけは都市局の方にいれるように考えておりましたが、尙これは詳しく調べてお答えいたします。

○兼岩傳一君 あとで結構です。それで私が今質問した六條、七條に關しては、私は遠からん將來において総合的な建設省のときにできるやうに、堂々たる名前でも持つて、今は実体が道政局でないから、従つて区劃整理は後日返答を頂きますが、私の解釈によれば、宅地に關する事項と謂つた以上は、区劃整理は都市局の方に歸してしまつていふやうな分裂は、この戦災復興という重要な問題が二つの局に分裂するといふ恰好になり、先程大きい小さいといふことを言われましたが、大きいば人を余計に入れる。大きいから、小さいからという關係で物を判断するといふ方法論は一つの立場を持つておるが、これは能率本位から行けばどうかと思つたので、質問をいたしましたわけでありませう、これも同僚委員の御觀察に任せることにして、八條、九條、十條につきましては總理大臣に質問したいと思つたから、一つ最後にこの條文にありませんけれども、もう一つ質問をお許し願ひたいと思つた。それはこの建設院というものが本當に從來の役人のものでなくして、國民のためになるという事業がどこに現われておるかというのを私一條から十三條まで読み返して見ても、一つもその点が具体的に人民のための、

國民のための、市民のための、水害に悩む、住宅難に悩む人たちのための、その前に當るべき建設院であるといふのが、どこを讀んで見ても出ておらんので、非常に遺憾に考へます。それは第十條に尤も端的に出ています。これは總理大臣に伺いたいと思つますが、これはの運籌、建設行政の運用を民主的にやるという條項がどこに出てるか、一つお示し願ひたい。私自身一つの提案を持つておりますが、提案する前に、これが市民の、戦災地の市民、或いは引揚げて来た市民、その他或いは破壊した堤防に悩む農民、そういう人たちの氣持がどこに現われて來て、この役所が運営されるという國民の官廳だといふ一点がどこに出ているか、一つこの立案者に御説明願ひたい。

○政府委員(阿部美樹志君) どこに出てるかという御質問は、ちよつと私も戸惑ひました。すべて官廳は要するに國民の福利その他を増進するためにできておるのであります。何條にこういふ大きな目的で建設院ができておるのだといふことを、ここに書いてないといふお叱りでございますが、少し具体的に御話し願ひませんでしようか。

お役所がやるのだといふお役所主義で、人民の利益、國民の利益を考へるよりお役所の都合が好いやうに運営されてきたといふことが重大な欠点であるかと、私も永い間官廳技術者として自己批判して考へておるのですが、これをどういふふうにして修正するかといふことにつきましては、非常に簡單で、實際的の、例えば家がなくて苦しんでおるのは、やはり引揚げて六人、十人住んでおるといふ労働者、勤勞者、そういうやうな團體の代表者、それから堤防が壊れて一番困るのは農民であります。だから農民の團體、農民の組合、そういう者がいろいろ直接、この建設事業によつて生死の苦しみをしておるすいらくな團體、市民の團體、技術者の團體、文化團體などの團體の代表者といふ者で以て一つの審議機關、民主的の機關、例えば私共のたび、今まで提案し、運動して來て見ました案としては、建設審議會、それやうな形で、この官廳の事業方針、復興方針などを實際人民、國民の側からの意見とよく相談して方法を決めるというために、私は少くとも建設審議會とか何らかのやうな民主的のものがこれに盛られて来るであらうといふことを、非常な期待を持つておりましたところ、それが出てないといふこと、実は不満を説明するために質問したのです。若しもそれが法には出ないが、實際はそういうふうなやつて行くつもりなのかどうか。つまり國民の側に當る者の意向をどうして汲み取つて、行政に移して行かれるかといふ一点をお尋ねしたいと思つた。

○政府委員(阿部美樹志君) お答えい

○兼岩傳一君 承知しました。私はこ

ういふ氣持であり、かね／＼二年間に亘つて、我々は自分たちの意見を全國的に技術者の組織を通して反映したけれども、一つも現われていなかったといふその一点は、建設は今申しましたやうに戦災都市の復興と治山、治水、河の問題が重点で、これは國民の生活に非常に深い關係があつて、國營事業であるという理由の下に、ただ頭から

○政府委員(阿部美樹志君) お答えい

たします。兼岩委員のお説御尤もでありまして、元々の復興院官制にも、内務省にもあつたと思ひますが、國土審議会というふうなものがあつたとして、それで以てお話のような國民のすべての關係のある方面からの声を聞き、適當なる行政を行いまするやうになつておつたのであります。これは今國安定本部の方にそれが移されたために、ここにはないわけでありまして、そういうやうに御承知願ひたいと思ひます。

○兼岩傳一君 ないし、且つやる意思もないというふうな御返答を聴いてよろしうございますか。

○政府委員(岡部美樹志君) それは大變見當違ひでありまして、私共はこれはここにそやうな審議会というやうな官制がありません。あらゆる方面からその声を聞き、又安定本部と協議をいたしまして、治山、治水、震災者その他に対する住宅問題等をも十分に民意を入れてやつて行く考えであります。この点においては兼岩君にも劣らない熱意を持つております。

○兼岩傳一君 私の質問の趣旨はそやう熱意をお持ちになるならば、將來お役所で適當にやつてやるぞという立場でなしに、きちんとこの文のどこかにお現わしになつて、その誠意をお示し願ひたいという氣持を持つて質問したのであります。これも賢明なる同僚各委員の方々の御判断に任せまして、大体私の一應の細かな質問を終ることにいたします。どうも失礼いたしました。

○岩崎正三郎君 私はこの第一條の、國土計画、地方計画及び都市計画に関するところがございますが、我々

國土計画というものは、これは地方計画と都市計画を引括めて、もつと大きな意義を持つものだと我々常識で考へておつたのであります。政府当局者は、この國土計画というものに対してどういふ認識を持つておられるかというのを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(若澤忠雄君) 國土計画に關しましては、從來から、戰爭中において企画院がありまして時代において企画院がありまして時代において初めて日本の國土計画をどうするかというところが論議、考案せられたのであります。その当時においては御存じの通りに廣域國土計画と申しますか、要するに南洋とか、或いは又大陸というやうなものもその対象にした國土計画の線が定められて、一應具体的に纏つたやうに聞いておつたのであります。敗戦の今日におきましては、そやういつたことは全然計画の中に織り込むことは不可能なため、現在における日本の狭小な國土で、而も八千万人になん／＼とするこの人口を、どう配分するかということにつきまして、國土局におきましては終戦直後、すぐそやういふ線に沿つてどう國土計画を立てたいかといふので、一應の案は昨年一部発表はいたしましたけれども、まだ完璧にはなつておりません。その途中におきまして、安本ができたために、その事業というものは一應は今安本に移つておりますけれども、併しながら建設院ができましたならば、やはりこの國土計画の根本方針を決めなければならぬといふことは考へております。併しながらこの國土計画の根本方針は、今申上げた通り、非常に制約された現在においては、相當に苦しいのであります。苦し

いが故にますますこれを研究して、もつと日本の再建に資するといふことならぬと考へております。然らば國土計画はどういふやうなことをするかという大體の内容は、我々今想定して、おるのは、勿論ただ單にこの建設事業を配分するとかいふのでは、少くとも人口の適正配分とか、或いは農地の、適當な農地、或いは又山林、又は工業地域の制定とか、工業の分布、或いは又經濟方面に亘つての貿易その他も全部織り込んで、総合的な計画を立てて初めて國土計画の本當のものができ上るので、この國土計画ができ上つてから初めて我々の携へる建設事業がその線に沿つて進んで、初めて無駄のない總ての國費を使つて、而も有効に行くべきものと考えておりますけれども、現在においては非常にその確定までは國土計画ができていないといふことだけは甚だ遺憾と存じております。

○岩崎正三郎君 その点ちよつと、そやういふに今局長のおつしやるやうに、現在の事情はそこまで行つていないのだ、行つていないからこそ、我々今後行かざるを要する。國土計画をきちんと立てるために建設院も必要となつて来る。だから我々とすれば國土建設院というやうなものも大きな枠に嵌めて、或いは國土建設省でもよろしいのでございますが、そやういふ枠に嵌めてどういふ計画を立てたらよいと思つたのであります。そやういふ案はこの法案を立てるときには論議の焦点に出なかつたのであります。唯單に内務省の國土局と復興院の仕事を集め

ればよいといふだけでやつたので、もう少し踏み込んだ、今局長のお話のやうなことは少しも論議に出なかつたのであります。

○政府委員(若澤忠雄君) この考は相當大きいので、私から御答弁するのはどうかと考へますけれども、私個人の見解をこの席で述べることをお許し下されば、その当時におきましては、我々その備に當つておる者といつたしましては、少くとも今後の日本の再建の捷徑、又再建の基盤である建設行政は、少くとも今お話のやうな一省を設立して、そやうして國土計画を根本的に一日も早く樹立して、その線に沿つて日本再建を計るというやうな意見を持つておつたのであります。内務省解体に伴つて國土局と震災復興院とを合体するやうな意味においての建設院といふやうなものができたやうな次第であります。

○原口忠次郎君 法制局關係の方はおられますか。

○委員(下條康廣君) 今ちよつと衆議院の方に参りましたが、後で参ります。それでは午前の審議はこの程度に止めて、午後一時から續けて頂きます。

午前十一時五十分休憩

午後一時五十分開會

○委員(下條康廣君) 午前中に引続き連合委員会を開きます。速記を止めて下さい。

午後一時五十分速記中止

午後三時四十分速記開始

○委員長(下條康廣君) 速記を始めます。ではこれにて散會いたします。

午後三時四十分散會 出席者は左の通り。 決算委員長	下條 康廣君
委員	西山 龜七郎君 山下 義信君
委員	岩崎正三郎君 北村 一男君 中川 幸平君 竹中 七郎君 谷口彌三郎君 平野善治郎君 深川タマエ君 小野 哲君 鈴木 憲一君 帆足 計君 山崎 恒君 兼岩 傳一君 千田 正君 伊達源一郎君 赤木 正雄君
理事	原口忠次郎君 島津 忠彦君
委員	島田 千壽君 堀内 到君 平沼彌太郎君 石川 一衛君 田中 信儀君 安部 定君 大山 安君 高田 寛君 久松 定武君 北條 秀一君
國務大臣	内務大臣 木村小左衛門君

政府委員

法制局長官 佐藤 達夫君
戰災復興院總裁 阿部美樹志君
内務事務官 岩澤 忠恭君
(国土局長)

昭和二十三年五月十日印刷

昭和二十三年五月十一日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局